### 第13回町田市会計基準委員会 議事要旨

日時	2020年7月22日(水) 午後3時00分~午後4時00分
場所	リモート開催
出席者	【委員】鵜川正樹委員長、中村委員 米田正巳委員(書面会議にて参加) 【事務局】会計課 【傍聴者】なし

## 1. 開会

会計管理者から開会挨拶

- 2. 資産照合の結果について
  - ・ 事務局から「資料1」の説明
  - 質疑応答

# 【主な内容】

<売却損益について>

米田委員 : 資料 1-3 (3)事業用資産の土地勘定に 1,408,000 円の差額があるが、そ

の売却損益額は幾らとなっているか。また、土地売却の登記は何月何日

か。

事務局 : 2019年10月18日に、土地(取得額)1,408,000円を480,528円で売却し

たため、土地売却損が927,472円となっている。

鵜川委員 : どのような土地なのか。

事務局 :元々、無番地の赤道で、無償で譲渡を受けた土地である。受贈財産とし

て評価した額が帳簿上で1,408,000円となっているものである。

#### <資産照合の結果について>

米田委員 : 資産照合の結果の差額が発生しているのは上記の1件である。財務諸表と財産台帳との整合が取られ、財産管理が良好に実施されている。

- 3. 財務諸表の内容について
  - ・ 事務局から「資料 2」の説明
  - 質疑応答

#### 【主な内容】

<過年度損益修正益について>

米田委員 :「過年度損益修正益」1,884,796 千円、「過年度損益修正損」229,918 千円

の内容はどのようなものか。

事務局:「過年度損益修正益」については、鶴間公園、薬師池公園、芹ケ谷公園、

野津田公園にかかる改修や設計等にかかる委託料を、昨年度までは維持補修費に誤って計上していたが、建設仮勘定へ修正したため、1,704,972 千円の「過年度損益修正益」を計上した。

「過年度損益修正損」については、工作物の減価償却累計額 136,086 千円の修正を行った。具体的には、2015 年度に建設した J R 相原駅の自 由通路の資産に計上漏れがあったため、正しく資産計上したことによる ものである。その他、税や国民健康保険料等の滞納繰越分の未収金(過 年度の調定誤り)の減や過年度に除却されていた事業用の土地の修正等 により、「過年度損益修正損」を計上した。

中村委員:「過年度損益修正益」について、誤って計上したのはいつか。また、誤りの理由は何か。

事務局: 2018 年度に誤って計上した。今回の計上誤りは、都市公園の再整備に係るもので、植栽、園路広場、デッキ等の整備及び給排水の整備等であり、担当者に資産を形成するという感覚がなかったのではないか。

### <新型コロナウイルス感染症について>

中村委員:新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな財政支出の発生が見込まれる自治体が多くある。町田市も同じような状況と考えられる。重要な後発事象に注記してはどうか。

事務局:新型コロナウイルス感染症に対しては、国事業として定額給付金、町田 市独自の事業として家賃補助等を行っている。記載する。

鵜川委員 : 自治体にもよるが、税収の減少が見込まれる等、一般的なことを記載すればよいのではないか。

事務局: 承知した。

## <下水道事業会計への法適用について>

中村委員:下水道事業会計については、地方公営企業法を適用したため出納整理期間はなかったと思うが、特例的収入支出を出納整理期間に払ったとして、 財務諸表を作成しているか。

事務局: 下水道事業会計に地方公営企業法を適用したため出納整理期間はない。 2019年度以前に発生した債権又は債務に係る未収金又は未払金は 2020年度の債権債務として整理する。それらは特例的収入支出とし て2020年度予算で執行するため、2019年度末の貸借対照表には 計上していない。移行後の開始貸借対照表には、計上している。

#### 4. その他

- ・ 事務局から「資料 3」「資料 4」の説明。
- 質疑応答

# 【主な内容】

<会計年度任用職員の賞与引当金について>

米田委員 :参考までに 2019 年度の会計年度任用職員にかかる賞与引当金はいく

らか。

事務局:会計年度任用職員については、2020年4月1日から制度導入となる。

2019 年度は、会計年度任用職員制度導入前のため、賞与は発生せず賞 与引当金も 0 円となる。参考までに、2020 年度決算での会計年度任用

職員にかかる賞与引当金は3億円程度と見込まれている。

中村委員:今まで賞与はなかったのか。

事務局 : 臨時職員と嘱託職員とも賞与はなかった。制度導入に伴って、正職員

と同様に賞与が発生する。

<下水道事業会計の長期前受金について>

米田委員 :長期前受金の下水道事業会計の変更による影響額の有無はいくらか。

事務局: 下水道事業会計の 2020 年 3 月 31 日時点の長期前受金の金額は、

115,911,543 千円となる。また、2020年4月1日時点の長期前受金(法

適後)は、125.873.587千円となる。

鵜川委員 :長期前受金の金額は、町田市の財務諸表と開始貸借対照表とで異なる

か。

事務局 : 異なる。受益者負担とコストを明確にする趣旨で長期前受金を計上し

ているが、これは町田市会計基準に則っている。一方、法適後は、地 方公営企業法に則り計上するため、計上額にずれが出る。両者の会計 基準で計上する内容が異なっている。公営企業会計は、消費税抜き表 示している、人件費含んでいる等、町田市会計基準と比較して差があ

る。

鵝川委員 :注記の金額は、どちらの金額を記載しているか。

事務局: 2019 年度町田市の財務諸表の金額を記載している。町田市の財務諸表

の額をそのまま引き継ぐのではなく、地方公営企業法適用に伴い再評

価して計上する。

鵜川委員 :下水道事業会計は、2020年からは町田市の財務諸表は作成しないのか。

事務局 : 下水道事業会計については、作成しない。

米田委員 : 2019 年度町田市の財務諸表の「3 重要な後発事象」下水道事業会計の

変更による影響額の有無の記載をしたほうが良い。また、その内容の記載について、例えば、「2020年度の「町田市会計基準」の改正について」の4頁の「(7) 「町田市会計基準」の改正(令和2年7月19日

(2020)4月1日付)」程度の記載をした方が良い。

事務局:注記(重要な後発事象)に以下を記載したい。

### 「(1)組織・機構の大幅な変更

下水道経営基盤の強化と財政マネジメントの向上のため、令和2年(2020年)4月1日から下水道事業会計に地方公営企業法を一部(財務規定のみ)適用しました。

下水道事業会計については、令和2年度(2020年度)以降、地方公営企業会計基準に基づく財務諸表を作成します。これに伴い、令和元年度(2019年度)末時点の下水道事業会計資産181,972,021,050円及び負債162,164,710,164円について、公営企業会計に移行しました。」

#### <概要版の記載事項について>

米田委員 : 概要版には記載されるだろうが、「町田市の財務諸表」に過去 10 期程 度の比較概要財務諸表を記載してはどうか。

事務局: 概要版には、過去 5 期の資産や収支の推移をグラフ化して掲載している。また、2019 年度決算では、「財務諸表で未来を予測しよう」「固定資産台帳を使えばこんなことも予測できる」と題して、新しい記載項目を検討している。

新型コロナウイルスによる定額給付金や家賃補助などの経済対策 や景気の低迷の影響が、町田市にどのような財務的影響をもたらすの かを財務諸表を用いて予測するもの。また、2019年度中に整備した固 定資産台帳の財務分析を行う等の内容を検討している。

鵜川委員 : 予算で財務諸表を作成することは考えているのか。簡便的には作成で

きると思うので、課題としてみてはどうか。

事務局:現在は、そこまでは考えていない。今後の検討課題とする。

## <過年度の課題整理事項について>

過去12回の会計基準委員会で委員からご提言いただいた内容について、概ね対 応していることを報告し、了承を得た。

以上